

農地信託制度を活用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 正会員○ 永田 太基^{*2}
 その4、農地信託制度導入の問題点 同 友清 寛和^{*1}

同 米盛 和之^{*2}
 同 三木 健治^{*2}

【はじめに】

我国では、農地法において、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて…」と規定している。この農地法は、自作農主義、耕作者擁護、転用規制の3つの原則に基づいて構成されており、この頃は、工業化・都市化の基礎条件を整えるための土地政策と本来の農地政策とはそれぞれ独立に展開されていて、両者はまだ競合していなかった。

ところが1950年代後半から経済は急テンポで成長し、工業化のための土地政策と農地政策との間において、さらには農業の内部において、矛盾が発生し、農地法の原則を掘り崩し始めた。工業と農業の格差が目立つようになり、1961年に制定された農業基本法は、この格差をなくすため、自作地所有権の流動化による農地規模拡大を打ち出した。

自作農主義に固執すれば、大型営農は実現できない。かといって戦後の民主改革の一環である自作農主義を否定するわけにもいかない。打開策として、政府は農地法の精神を生かしながら、耕地の効率利用に向けていくつかの改革を行なった。

1980年には農用地利用増進法の制定、農地法と農業

委員会等に関する法律の一部改正の、いわゆる農地関連3法の成立によって、構造政策の重点は借地を通じての中核農家の規模拡大の方向に指向された。

しかし、1981年11月に出された農政審議会報告「21世紀に向けての農政の基本方向」において、構造政策が、農政の最優先課題として位置づけられていることを裏返せば、基本法農政以来のさまざまな構造改善の取組みにもかかわらず、いかに我国の土地利用型農業における構造改善が、期待通りに進まなかったのかを示唆している。

現在、構造政策においてとられる諸施策は多岐にわたる。一般的に構造政策の手段を類型すると、次の3つの側面に分けて考えることができる。(図-1)

第1は、農業生産基盤整備に代表される物的な公共資本投資を伴う【ハード事業】である。農地基盤整備、その他の土地改良、機械施設の有効利用促進のための施策などが含まれる。

第2は、農地流動化のための諸施策であり、【ソフト面】にかかる政策といえる。

第3は、第1と第2の目標をよりスムーズに実現するための法制度的手段による規制、ないしは誘導であ

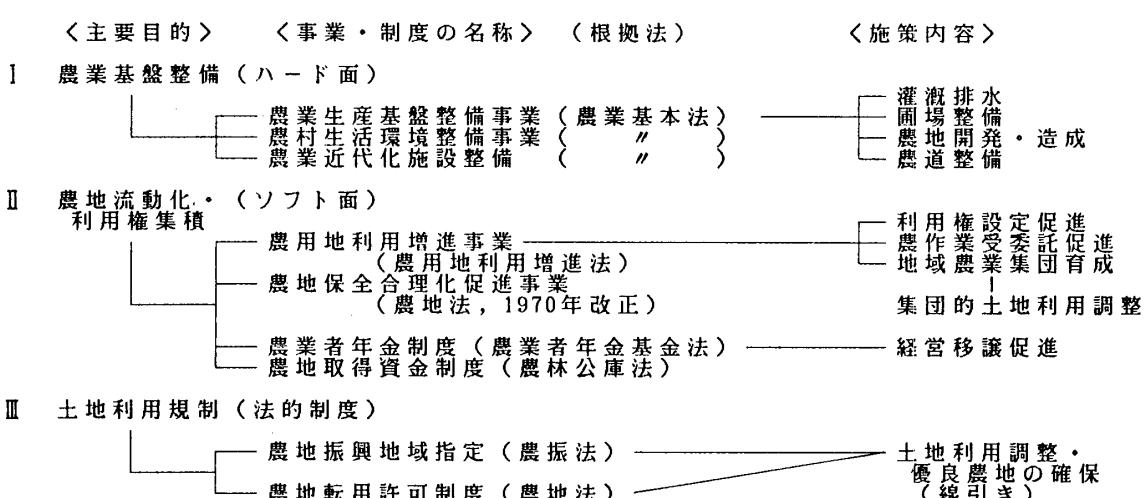


図-1 農業構造政策における政策手段

A study on the relation between trust land fee and service fee
with medical and welfare for the aged in rural community

Part 4

6048

NAGATA futoki et al.

る。とりわけ、土地制度や各種土地税制、さらには土地利用規制といった法制度的裏づけをもっているといえる。

以上の3つの側面からなる政策手段は相互に補完的でなければならず、これらの3つの側面が有機的に結合され、弾力的に運用されて、初めて高い政策効果が生まれる。

【研究の目的】

本研究は、後継者が不在で営農継続が不可能な農家に対し、農地信託制度を導入し、耕作放棄による農地荒廃の歯止め効果と、土地流動化促進を期待し、農地信託によって得られる収益、また既存の医療・社会福祉費、農地荒廃を未然に防ぐことにより節約できる農業基盤整備費などを合わせて、農村の高齢者の医療・福祉の施設やサービスを充実させることを目的としている。

既報¹⁾においては、筑後地方、鹿児島市、国分市など、比較的条件のよい農村地域におけるアンケート調査を行ない、そのデータを分析することにより、医療・福祉サービスへの要求などを明らかにしてきたが、本報告は、農地信託制度導入の可能性を明らかにすることを目的としている。

はじめに述べたように、構造改善がなかなか進まない今日の状況において、農地信託制度を導入するとなると、さまざまな角度からの検討が必要となってくるものと考えられる。

その中でも、いかなる条件下において、どの程度の規模の経済性が存在するのか、またその実現化を阻害する制約要因は何かなどが検討されなければならない。

経済性については、まず、農業生産が強い空間的限界を受けることに留意しなければならない。農地流動化によって経営規模を拡大できる地理的範囲は一定の地域内に限定されること、すなわち、規模の経済性は実際には一定の地域内において考察することによってのみ現実的な意味をもってくる。

具体的な問題としては、信託する圃場の分散化によって生じる移動距離の増大と移動コストの問題、圃場の整備、農道整備などの規模拡大に伴って発生するコストの問題などがあげられる。

実現化を阻害する制約要因としては、土地利用規制などの法的な要因、農民の意識などの社会的な要因な

どがあげられる。

農地を宅地や公共の施設などの、非農地として活用しようとすると、「農地法」を基本とする農地転用許可制度などが問題となってくる。また、農地として利用する場合でも、用途区分に即した土地利用の促進をねらいとする、「農振法」による線引き（ゾーニング）規制である農振制度、あるいは都市的土地利用との調整をはかる都市計画法との関連なども問題となってくることが考えられる。

また、農地をいったん貸し出せばなかなか返してくれない、あるいは返してもらおうとすれば一部の資産を失うことになりはしないかという農民の意識、土地に対する農民の思惑などの社会的な要因の問題も考えられる。

【研究の方法】

今回は、多くの過疎・高齢化農村を抱える鹿児島県をケーススタディとして、高齢化農村地域における後継者が不在な高齢者農家世帯への聞き取り調査を行ない、そのデータを分析することにより、高齢者農家世帯の営農状況、農地流動化の現状を明らかにした。

その結果は、統報（その5）において考察を行なった。

今後は、農地一筆ごとの面積と使用状況、農地の存在位置（家屋からの距離、幹線道路からの距離）、農地の法的規制、行政の対応などを調査し、農地信託制度の経済性、土地流動化促進の有効性などを検討していきたい。

なお、本報告、および統報の研究は文部省科学研修費助成金（一般C 課題番号62550437）の助成を受けている。

〈参考文献〉

1) 友清貴和 他

「農地信託制度を活用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 その1～その3」
日本建築学会大会学術講演梗概集 1988,10

2) 久野重明、暉峻衆三、東井正美 編著

「現代日本の農業問題」
ミネルヴァ書房 1982,1,20

3) 賴平 編 「現代農業政策論① 農業政策の基礎理論」 家の光協会 1987,11,1

4) 山本修 編 「現代農業政策論② 農業政策の展開と現状」 家の光協会 1988,1,5

*1 鹿児島大学助教授 工博 *2 同 大学院